

安芸市地球温暖化対策推進補助金交付要綱

安芸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金要綱（平成22年4月要綱）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、地球温暖化防止に取り組むまちの創造に向け、地球規模で環境の保全に貢献し、将来の世代にくらしよい社会を残していくよう太陽光等を活用し、再生可能エネルギーの積極利用の推進を目的に住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）及び住宅用蓄電池等（以下「蓄電池等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において交付する安芸市地球温暖化対策推進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（システム及び蓄電池等）

第2条 前条に規定するシステム及び蓄電池等とは、それぞれ次の各号の区分に応じ、当該各号の全ての要件に適合したものとす。

1 システム

ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線で連系したものであり、かつ、システムの設備容量（システムを構成する太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点第3位までを切り捨てる値をいう。以下同じ。）が10kW未満のものであること。

イ 未使用品であること（中古品は対象外）。

ウ 太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていて、メーカー等によるメンテナンス体制が用意されているものであること。

エ 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。

2 蓄電池等 システムにより蓄電された電力を専ら住宅において消費することを目的に、既にシステムが設置された住宅へ新たに蓄電池等を設置するもの又はシステムとともに蓄電池等を設置するものとする。以下の住宅用蓄電池又はV2H充放電設備どちらか一方のみを利用できるものとする。

（1）住宅用蓄電池

ア リチウムイオン蓄電池及びインバーター等の電力変換装置を備え、蓄電池容量（kWh単位で小数点第3位までを切り捨てる値をいう。（以下同じ。）が1kWh以上のものであること。

イ 未使用品であること（中古品は対象外）。

ウ 蓄電容量の60パーセント以上の容量が蓄電池メーカーによって出荷後

10年以上保証されていて、メーカー等によるメンテナンス体制が用意しているものであること。

(2) V2H充放電設備

ア 補助対象設備は一般社団法人性世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備とする。なお、令和7年9月30日以降に次世代自動車振興センターにおいて、新たに補助対象設備が追加された場合には、本事業の補助対象設備に追加する。

イ 未使用品であること（中古品は対象外）。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している市内の住宅にシステム又は蓄電池等、もしくはシステム及び蓄電池等（以下「システム等」という。）を設置し、第11条の規定による実績報告の時点において、システム等を設置した住宅に自ら居住し、当該住所が住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 設置費用を自ら負担する者
- (3) 電力会社と電灯契約を自ら締結する者
- (4) 県税及び市税等を滞納していない者
- (5) 高知県からの交付金、補助金、助成金等を不正受給していない者

2 前項の規定にかかわらず、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認めるときは、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、システム等の設置に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）のうち次に掲げるものとする。

- (1) システム等を構成する機器の購入費用
- (2) システム等の設置に係る工事費用

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表第1に定める額を限度として予算の範囲内において市長が認める額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付申請の受付)

第7条 申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を停止する。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、第6条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに

その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（補助事業等の変更）

第9条 補助対象者は、計画の内容を変更又は中止しようとする場合には、あらかじめ変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、変更承認等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（繰越）

第10条 補助対象者は、補助金交付決定後に事業に着手し、当該年度内に事業が完了しないことが予想される場合は、翌年度に限り事業の繰越ができる。

- 2 補助対象者は事業の繰越を行う場合は、あらかじめ繰越承認申請書（様式第6号）と工事の進捗状況、工事完了予定または工期が確認できる書類を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付及び請求）

第12条 市長は、前条に規定された実績報告書を審査し、適正であると認められたときは、補助金を交付する。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) システム等の法定耐用年数の期限内において、第16条に規定する市長の承認を受けずに当該システム等を処分したとき。

（交付条件）

第14条 市長は、規則第5条の規定に基づき、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を交付決定者に求めるものとする。

(補助の制限)

第15条 この要綱に基づく補助金の交付を既に受けている者に対しては、新たな補助金は交付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) システムの設置に係る補助金の交付を受けた者が、新たに蓄電池等の設置に係る補助金の交付を受ける場合
- (2) 蓄電池等の設置に係る補助金の交付を受けた者が、新たにシステムの設置に係る補助金の交付を受ける場合

(財産処分の制限)

第16条 補助対象者は、機器の法定耐用年数の期間内において、当該システム等を処分するときは、あらかじめ財産の処分に関する承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、天変地異その他補助対象者の責に帰さない理由により、当該システム等がき損又は、滅失したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(情報公開)

第17条 補助事業又は補助対象者に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年9月17日から施行する。

(全部改正に伴う経過措置)

2 改正前の安芸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年4月要綱）の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の安芸市地球温暖化対策推進補助金要綱の施行後も、なおその効力を有する。

別表1（第5条関係）

(1) 補助率及び補助金額

補助対象設備	補助率及び補助金額
1 太陽光発電システム	太陽光発電システムを構築する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点第3位を四捨五入する。）に4万円を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額は20万円を上限とする。なお、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
2 住宅用蓄電池等設備	以下（1）または（2）どちらか一方のみを補助対象とする。 （1）住宅用蓄電池設備 蓄電池設備の設備容量（小数点第3位以下を切り捨てた数）に、補助率として4万円／kWhを乗じて得た金額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。なお、千円未満の端数が発生する場合は、これを切り捨てるものとする。 （2）V2H充放電設備 一般社団法人性世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備導入に係る補助金において補助対象であるものとする。 補助金額は、以下①、②のいずれか少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。なお、千円未満の端数が発生する場合は、これを切り捨てるものとする。 ①一般社団法人性世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備導入に係る補助金における銘柄ごとの補助金交付上限額補助率2分の1の欄に定める額に0.4を乗じて得た金額 ② V2H充放電設備の購入費用（消費税及び地方消費税は除く。）に0.2を乗じて得た金額